

第1号様式

沖縄県離島住民割引運賃カード交付申請書		
多良間村長 殿		
交付区分	該当する箇所を囲んでください。 <b>新規 ・ 更新 ・ 再交付（記載事項変更 ・ 紛失 ・ 破損 ・ 汚損）</b>	
対象者区分	該当する箇所の番号を囲んでください。 <b>1 離島住民</b> 多良間村の区域内に居住し、住民登録を行っている者 <b>2 離島出身高校生</b> 多良間村の区域外にある高等学校に通学する者（父母又はそのいずれかの一方が多良間村の区域内に居住し、住民登録を行っている場合に限る。） <b>3 離島出身学生等</b> 学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める学校に在学する者（父母又はそのいずれかの一方が多良間村に居住し、住民登録を行っている場合に限る。）	
沖縄県離島住民割引運賃カードの交付を受けようとする者	フリガナ	
	氏 名 <span style="float: right;">(印)</span>	
	生年月日	明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成      年    月    日（    歳）
	住 所	
	電話番号	
(特記事項)再交付の申請をする理由等について、簡潔に記入してください。		

※次の欄は、本人以外の者が本人の代わって申請するときに記入してください。

代理人 記入欄	氏 名		申請者との関係	
	住 所		電話番号	

(注意事項)

- 1 申請書を提出する際には、写真(3か月以内に撮影した顔写真、縦 30mm 横 25mm)、住民票、健康保険証、運転免許証等住所が確認できる書類を併せて提出してください。
- 2 申請人以外の者が申請する場合は、必ず委任状を提出してください。委任状がなければ申請を行うことができません。
- 3 対象区分が、離島出身高校生及び離島出身学生等の場合、在学証明書及び父母の住所が確認できる書類の提出が必要です。
- 1 新しいカードの交付を受ける場合は、現在所持しているカードを多良間村に返却してください。また、紛失したカードが見つかったときは、速やかに多良間村に返却してください。